理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部を改正する省令

理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（昭和二十九年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表

第二十　高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。別表第二十五において同じ。）の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	2組
体積測定用具	3組
質量測定用具	13組
時間測定用具	1組
温度測定用具	2組
電気測定用具	5組
実験機械器具	
力の実験用具	5組
運動の実験用具	13組
波動実験用具	15組
音の実験用具	39組
光の実験用具	22組
熱エネルギー実験用具	2組
真空実験用具	14組
気体の性質実験用具	3組
電界と電位実験用具	16組
電流と磁界実験用具	29組
電磁誘導と電磁波実験用具	29組
電源・電池実験用具	36組
電子の性質実験用具	4組
原子の構成実験用具	9組
物質構成の実験用具	1組
物質の性質実験用具	20組
物質分析の実験用具	18組
顕微鏡	145組
生物生理実験用具	11組
生物培養用具	7組
地球の学習用具	11組
天体観測・学習用具	4組
天体望遠鏡	24組

改正前

別表

別表第二十　高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。別表第二十五において同じ。）の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	13組
体積測定用具	3組
質量測定用具	17組
時間測定用具	1組
温度測定用具	1組
電気測定用具	11組
実験機械器具	
力の実験用具	5組
運動の実験用具	13組
波動実験用具	25組
音の実験用具	16組
光の実験用具	24組
熱エネルギー実験用具	11組
真空実験用具	16組
気体の性質実験用具	3組
電界と電位実験用具	16組
電流と磁界実験用具	29組
電磁誘導と電磁波実験用具	30組
電源・電池実験用具	49組
電子の性質実験用具	4組
原子の構成実験用具	11組
物質構成の実験用具	1組
物質の性質実験用具	40組
物質分析の実験用具	18組
顕微鏡	171組
生物生理実験用具	22組
生物培養用具	19組
地球の学習用具	11組
天体観測・学習用具	7組
天体望遠鏡	24組